

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成25年 7 月 29 日

月 曜 日

第 3648 号

目 次

告 示

- 富山県収入証紙売りさばき所の変更 1
- 自動車税の収納事務の委託についての一部改正
- 道路の区域変更 2
- 道路の供用開始

公 告

- 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施 3
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 7
- 土地改良区の清算人の退任 8

告 示

富山県告示第338号

富山県収入証紙売りさばき所の変更について

次のとおり富山県収入証紙売りさばき所の変更の届出があったので、告示する。

平成25年 7 月 29 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 売りさばき人 公益財団法人富山県交通安全協会（射水支部）
- 2 売りさばき所
 - (1) 変更前所在地 射水市戸破2459番地
 - (2) 変更後所在地 射水市今井 170番 1
- 3 変 更 年 月 日 平成25年 5 月 27 日

富山県告示第339号

自動車税の収納事務の委託についての一部改正について

自動車税の収納事務の委託について（平成18年富山県告示第 327号）の一部を次

のように改正する。

平成25年 7 月29日

富山県知事 石 井 隆 一

表中「株式会社デイリーヤマザキ」を「山崎製パン株式会社」に改める。

富山県告示第340号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において7月29日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成25年 7 月29日

富山県知事 石 井 隆 一

| 道路の種類 及び路線名 | 区 間 | 変 更 前後別 | 記号 | 敷地の幅員 メートル | 延 長 メートル | 縦覧場所 |
|----------------|--------------------------------|------------|----|-------------------|-------------|--------------|
| 県道 安居福野線 | 南砺市安居 799番3から 南砺市安居 799番1まで | 変更前 | A | 最大 14.0 最小 7.2 | 108.1 | 砺波土木 センター |
| | 南砺市安居 185番2から 南砺市安居 799番1まで | | B | 最大 16.8 最小 7.7 | 79.6 | |
| | 南砺市安居 185番2から 南砺市安居 799番1まで | 変更後 | B | 最大 24.1 最小 7.7 | 79.6 | |

富山県告示第341号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 7 月 29 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成25年 7 月 29 日

富山県知事 石 井 隆 一

| 道路の種類 及び路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 | 縦覧場所 |
|----------------|------------------------------------|----------------|--------------|
| 県道 安居福野線 | 南砺市安居 185番 2 から 南砺市安居 799番 1 まで | 平成25年 7 月 29 日 | 砺波土木 センター |
| 県道 福光福岡線 | 南砺市安居 770番 2 から 南砺市安居 770番 1 まで | 平成25年 7 月 29 日 | 砺波土木 センター |

~~~~~  
公 告  
~~~~~

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第 6 条の規定により公告する。

平成25年 7 月 29 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 調達業務の名称及び数量

富山県救急医療情報・医療機能情報・薬局機能情報システム開発及び運用保守業務委託

(2) 調達業務の機能、性能等

入札説明書による。

(3) 調達期間

契約締結の日から平成32年 3 月 27 日まで

(4) 調達条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成25年富山県告示第152号）第1の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。
- (3) 国又は地方公共団体において、当該業務と同種、同規模の契約を締結し、これらを誠実に履行したと認められる実績を有する者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとするシステムの仕様が、入札説明書に示した機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県厚生部医務課医務係

電話 076-444-3219（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

平成25年7月29日から同年9月2日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成25年8月13日 午後2時

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県出納局総務会計課入札室

(4) 入札書の提出期限

平成25年 9 月 9 日 午後 5 時15分

(5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時 平成25年 9 月 19 日 午後 2 時

(2) 開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を 4 の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、調達業務に要する一切の経費とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の 5 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示したシステムを納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be obtained:
A series of work including the construction and maintenance of Toyama Prefecture Emergency Medical Information System, Medical Institution Guidance System and Pharmacy Guidance System
- (2) Your bid must be delivered not later than 5:15 p.m. on September 9, 2013
- (3) Contact information:
Medical Affairs Division
Health & Welfare Department

Toyama Prefectural Government
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.
930-8501 Japan
Telephone: 076-444-3219

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成25年7月29日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

バロー窪新町店 富山市窪新町小橋詰割1番2号 ほか14筆

2 店舗を設置する者 関電不動産株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 関電不動産株式会社 代表取締役 向井 利明

(変更後) 関電不動産株式会社 代表取締役 中森 朝明

4 変更の日 平成25年6月27日

5 変更の理由 役員改選のため

6 届出の日 平成25年7月19日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成25年7月29日から平成25年11月29日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、

縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名） (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

土地改良区の清算人の退任

荒俣土地改良区の清算人であつた次の者が平成25年7月16日退任した旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第68条第 4 項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成25年7月29日

富山県知事 石 井 隆 一

| 職 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|-------------|
| 清算人 | 池 田 文 也 | 滑川市荒俣 200番地 |
| 同 | 荒 川 隆 | 同 同 259番地 |
| 同 | 稻 場 忠 浩 | 同 同 254番地 2 |
| 同 | 宮 下 宗 嗣 | 同 同 187番地 |
| 同 | 稻 場 勝 | 同 同 180番地 |